著作権に関する基本ルール(1)表示方法

1. 教材用シートへの著作権の表示

研修や講演の「教材用のシート」には、フッター部分(下部)に、「(社)日本報連相センター」と、「個人(法人)のNHC登録番号と登録名称」を表示してください。登録名称は、個人は氏名です。法人は、法人名、又は法人名+氏名のことです。

不許複製 (社)日本報連相センター/NHC1234 山田太郎

2. 図表への著作権の表示

「3つの視点」や「3つの深度」の図表を記載する場合は、その図表のところに著作権者が糸藤正士氏であることを「© 糸藤正士」で表示してください。これらが、「真・報連相の核心」を表現している図だからです。

© 糸藤正士

なお、できるだけ出典も記載してください。『出典:「真・報連相のハンドブック」P1より』などと、そのページか、又は、一文の最後など適切な場所に載せてください。

3. 真・報連相のレベル表への著作権の表示

レベル表の下部には、「著作権者」と「当センター名」と「個人(法人)のNHC登録番号と登録名称」に「(社)日本報連相センターのホームページ・アドレス」も記載してください。

不許複製 ©糸藤正士 (社)日本報連相センター/NHC1234 山田太郎 http://www.nhc.jp.net

4. ハンドブックの内容を複写またはアレンジして使用する場合の著作権の表示

NHC登録者は、ハンドブックの内容を、そのまま複写して、あるいはアレンジして研修や講演の"素材"として自由に使用できます。使用する場合には、次のA又はBの表示をしてください。

- A: それがページ全体であれば、教材用シートへの著作権の表示と同様に、その資料のフッター 部分(下部)に、「(社)日本報連相センター」と、「個人(法人)のNHC登録番号と登録名称」 を表示してください。
- B: 部分的な引用であれば、その部分が引用であることがわかるようなところに、「(社)日本報連相センター」と、「個人(法人)のNHC登録番号と登録名称」を表示してください。

5. 企画書や教材テキスト(冊子)の最終ページへの著作権の表示

真・報連相研修の企画書、真・報連相研修の教材テキスト(冊子)の最終ページに著作権表示ができる場合は、次のような趣旨の文章を記載してください。

「本研修の資料は、部分的に(又は資料の多く、又は殆ど)は、糸藤正士氏が著作権を有する「真・

報連相」のコンテンツを素材として作成したものです。当社(または講師名)は、(社)日本報連相センター(NHC法人登録 NO.1234/または個人登録 NO.1234)の承認を得て「真・報連相」のコンテンツを取り入れた研修商品を企画・販売・実施しています。本研修資料の全体または部分の別なく、発行者の許可無しに複写・複製・転載・実演を行うことを禁じます。掲載、利用の際は、必ず発行者宛にご連絡下さい。」

6. 真・報連相の公開講座やセミナーを主催できるのは登録者だけ

真・報連相の公開講座やセミナーを主催できるのは、有料、無料を問わず、NHCに登録された法人 または個人に限られています。

真・報連相の公開講座やセミナーを企画し実施する場合は、主催者が、(社)日本報連相センター・NHC法人登録 NO.1234(または個人登録 NO.1234)の承認を得て「真・報連相」のコンテンツを取り入れた研修商品を企画・販売・実施していることがわかるようにしてください。NHC登録者であることを公開講座やセミナーの案内チラシ、ホームページなどのすべての告知物に表示してください。

7. 著作権の表示するルールを守っていただく理由

著作権の表示は、「真・報連相」の著作権が、開発者である糸藤正士氏にあることを明記して、著作権者の権利を守るだけでなく、著作権の使用権を得ている(社)日本報連相センターから使用の承認を得ているNHC登録者の使用権を守るためです。つまり、真・報連相の事例研究資料が、NHC登録者でない非登録者に、無断で使われないようにするためです。

世間のコンサルタント、研修講師、あるいは受講者の中には「真・報連相」の核心とか、事例などのコンテンツをご存知の人が相当おられます。もしNHC登録者が「真・報連相」を取り入れている部分について、著作権者の表示を記載していない場合、あるいは自分がNHC登録者であるということを記載していない場合には、第三者から「著作権侵害(パクリ)では・・・」という疑いを受けるとともに、法人または講師の名誉を傷つけ、信用を失いかねません。

NHC登録者は正当な使用権を持っています。必ず登録者であることを明記して使用ください。

8. 著作権侵害の通告

(社)日本報連相センターから使用の承認を得ていない法人または個人(NHC登録者であっても著作権表示が不明な場合を含む)による違法な使用を見かけた場合には、(社)日本報連相センター 事務局 まで、お知らせください。

著作権に関する基本ルールしまして、疑問点、ご質問等ございましたら、(社)日本報連相センター事務局 info@nhc.jp.net まで、お問合せください。